○観光庁
二　国際会議観光都市の認定に関する公示　一九　五
○海上保安庁
六　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示　一三　四
七　船舶気象通報規程等の一部を改正する告示　一八　五四　一六
八　航路標識に関する件　二六　六四　三八
九　海上保安官に協力援助した者等の災害給付の実施に関する告示及び海上保安官の要請を受けて武力攻撃事態等における国民の保護のための措置の実施に必要な援助について協力をした者の損害補償の実施に関する告示の一部を改正する告示　二六　六四　四五
一〇　海上保安庁の船舶の番号及び標識の一部を改正する告示　三一　九
一一　デジタル選択呼出装置を使用した遭難警報の受信等を行うことができる海上保安庁所属の海岸局の通信圏等についての一部を改正する告示　三一　七一　九五
○環境省
一二　国立公園の公園事業を決定する件　四　四三　一九
一三　国立公園の公園事業を廃止する件　四　四三　二〇
一四　国立公園の公園事業を変更する件　四　四三　二〇
一五　自動車排出ガスの量の許容限度の一部を改正する告示　七　四六　二〇六
一六　大気汚染防止法第十九条第三項の規定に基づく特定特殊自動車排出ガスの量の許容限度の一部を改正する告示　七　四六　二〇七
一七　特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法の一部を改正する件　一一　四八　一六
一八　ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第二条第二項第一号の規定に基づき環境大臣が定める方法の一部を改正する件　一一　四八　二六
一九　自然再生基本方針を変更する件　一四　五一　一〇〇
二〇　水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法の一部を改正する件　二六　六四　四五
二一　公害健康被害の補償等に関する法律第二十六条第二項の障害補償標準給付基礎月額を定める件　二八　六八　三六九
二二　公害健康被害の補償等に関する法律第三十一条第二項の遺族補償標準給付基礎月額を定める件　二八　六八　三六九
二三　公共の水域及び地下水の汚染を生じさせるおそれのない除去土壌の要件　二八　六八　三七〇
二四　除去土壌の埋立処分を終了する場合の措置　二八　六八　三七〇
二五　特定廃棄物の埋立処分に係る水質検査の方法の一部を改正する告示　二八　六八　三七〇
二六　除去土壌の事故由来放射性物質による汚染の状況の調査方法　二八　六八　三七一
二七　復興再生利用に用いる除去土壌の放射能濃度　二八　六八　三七一
二八　復興再生利用に係る工事の施工及び維持管理に関する基本的な事項　二八　六八　三七一
二九　平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法第四十二条に基づく国による措置の代行に関する件　二八　六八　三七一
三〇　水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件　三一　七一　九九六
三一　環境大臣が定める排水基準に係る検定方法の一部を改正する件　三一　七一　一〇〇六
三二　土壌の汚染に係る環境基準についての一部を改正する件　三一　七一　一〇一二
三三　土壌汚染対策法施行規則第六条第二項第二号の環境大臣が定める地下水に含まれる試料採取等対象物質の量の測定方法の一部を改正する件　三一　七一　一〇一四
三四　土壌汚染対策法施行規則第六条第三項第四号の環境大臣が定める土壌溶出量調査に係る測定方法の一部を改正する件　三一　七一　一〇一六
三五　土壌汚染対策法施行規則第六条第四項第二号の環境大臣が定める土壌含有量調査に係る測定方法の一部を改正する件　三一　七一　一〇一八
三六　地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件　三一　七一　一〇一九
三七　水質汚濁防止法施行規則第六条の二の規定に基づき環境大臣が定める検定方法の一部を改正する件　三一　七一　一〇二四
三八　水質汚濁防止法施行規則第九条の四の規定に基づき環境大臣が定める測定方法の一部を改正する件　三一　七一　一〇二六
三九　特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則第五条第二項の規定に基づく環境大臣が定める検定方法の一部を改正する件　三一　七一　一〇三〇
四〇　特定悪臭物質の測定の方法の一部を改正する件　三一　七一　一〇三一
四一　臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法の一部を改正する件　三一　七一　一〇三三
四二　生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の一部を改正する件　三一　七一　一〇三三
四三　水質汚濁に係る農薬登録基準の一部を改正する件　三一　七一　一〇三三
四四　南西諸島陸産貝類に関する保護増殖事業計画を定める件　三一　七一　一〇三四
○原子力規制委員会
二　原子力規制委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第二条第二項第二号ニの原子力規制委員会が定める電子証明書を定める告示　三一　九
○防衛省
三九　風力発電設備の設置等による電波の伝搬障害を回避し電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保するための措置に関する法律第三条第一項の規定に基づき電波障害防止区域を指定する件　三　四二　七五